三　土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

四　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき（第六号に掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

五　第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき　第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

六　第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合なかったとき　第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

9　第一項第四号、第三項第四号又は前項の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行うこれらの規定の土壌の採取をもって、これらの規定の土壌の採取に代えることができる。

（第三条第六項第二号に掲げる場合の公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査）

第十条の三　第三条第六項第二号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一　第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。

二　調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第二号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項に規定する命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壌の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

イ　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合　当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

ロ　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合　当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画

三　調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第三項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。

イ　試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1)　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合　当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2)　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合　当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画

ロ　試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1)　三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である場合　当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか五区画

(2)　三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である場合　当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二　調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

4　第一項第二号又は前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第二号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。

（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の三　調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

（新規）

一　調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。

イ　試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1)　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合　当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2)　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合　当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画

ロ　試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1)　三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である場合　当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか五区画

(2)　三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である場合　当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二　調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。